



## お知らせ

記者発表資料	平成26年7月28日
配布日	

■同時発表先：岡山県政記者会

# 平成26年度「岡山河川サポーター」を募集します。

### 記者発表資料

国土交通省岡山河川事務所では、沿川住民の方々のご協力の下で、河川整備、河川利用または河川環境に関する地域の要望を把握し、地域との連携をさらに進め、併せて河川愛護思想の普及・啓発及び河川の適正な維持管理に資するため、平成25年度に引き続き岡山河川サポーター制度（任期1年）を実施します。

今般、河川行政において地域との交流がますます重要となる中で地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として、別添募集要領により一般の方から岡山河川サポーターを募集します。

### <問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所

TEL 082-223-5101

### 【担当】

副所長（事務）

たなか たかゆき  
田中 孝行

（内線202）

占用調整課長

もりやま しょうじ  
森山 正次

（内線341）

## 応募の概要

### 岡山河川サポーターの募集

国土交通省岡山河川事務所では、河川整備など地域要望の把握、河川愛護の普及および河川の適正な維持管理と、地域と河川管理者の連携を深めるために、河川サポーターを募集します。詳しくは、同事務所占用調整課 TEL 086-223-5193 又は、岡山河川ホームページ（[岡山河川](#) 検索）

**応募資格** 河川（吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川）に接する機会が多く、河川愛護に関心のある人。詳しくは資料請求後、別途発送する募集要領をお読み下さい。

**任 期** 平成26年9月1日から平成27年8月31日までの1年間

**報 酬** 無償（ボランティア）

**募集期限** 平成26年8月18日（月）

**応募方法** 応募は平成26年8月18日までに郵送またはFAXで受け付けます。  
インターネットでも応募が可能です。詳しくは、岡山河川事務所のホームページ（<http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/>）または [岡山河川](#) でお願ひします。

問い合わせ先・資料請求先・応募先

〒700-0914 岡山市北区鹿田町2丁目4番36号

国土交通省岡山河川事務所 占用調整課 あて

TEL 086-223-5193 FAX 086-232-4195

# 平成26年度 岡山河川サポーター募集要領

吉井川・金剛川・旭川・百間川・高梁川・小田川

国土交通省岡山河川事務所では、沿川住民の協力の下で、河川整備、河川利用または河川環境に関する地域の要望を把握し、地域との連携を進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発および河川の適正な維持管理に資するために、河川サポーターを募集いたします。

## 1 活動内容

サポーターはボランティアとして、日常生活の範囲内で知り得た河川に関する情報を河川管理者に伝えていただきます。

サポーターの活動は全て任意の活動であり、定期的に巡視し、あるいはゴミの投棄等の不法行為者等に対し直接注意、指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

サポーターは、以下の事柄について河川管理者に連絡してください。

- ① 河川環境が損なわれ、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合
- ② 河川の流水や施設等について異常を発見した場合
- ③ 特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合
- ④ 地域の方等から河川管理、河川利用等に関する意見や要望があった場合

## 2 対象の河川及び範囲（参考） 別添図参照

①吉井川・金剛川・旭川・百間川・高梁川・小田川の岡山河川事務所管理区間で活動を希望される範囲（河川・エリア・延長等が選択出来ます）			
②吉井川	西大寺エリア	L=6km	西大寺大橋から雄川橋（左・右岸各3km）
③金剛川	金剛川水辺の楽校エリア	L=5km	吉井川合流点から日笠川（3.8km） 金剛川合流点から和気橋（左・右岸各0.6km）
④旭川	後楽園エリア	L=5.4km	桜橋から新鶴見橋（左・右岸各2.7km）
⑤旭川	新鶴見橋上流エリア	L=5.2km	新鶴見橋から一の洗堰（左岸2.7km） 新鶴見橋から三野公園（右岸2.5km）
⑥百間川	中流 沢田・米田エリア	L=5km	米田橋から沢田橋（左・右岸各2.5km）
⑦百間川	上流 原尾島エリア	L=5.4km	沢田橋から中島竹田橋（左・右岸各2.7km）
⑧高梁川	総社水辺の楽校エリア	L=5.6km	川辺橋から総社大橋（左・右岸各2.8km）
⑨小田川	まきびさくら公園エリア	L=5.4km	宮田橋から琴弾橋（左・右岸各2.7km）

### 3 応募資格

次の（１）に該当する方。（できれば（２）にも該当）

（１）河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持っておられる方。

ただし、未成年者の場合は保護者の同意が必要です。

（２）パソコンでメールのやりとりのできる方。

なお、事務所内の規定により応募者が暴力団や暴力団員と密接な関係にある者は応募することができません。また、登録後に判明したときには登録を取り消す場合があります。

### 4 活動期間

（１）平成２６年９月１日から平成２７年８月３１日までです。（１年間）

### 5 応募方法

「岡山河川サポーター募集要領」（本紙）の内容をよくお読みのうえ、応募用紙に記入後、平成２６年８月１８日（月）までに応募先まで郵送またはＦＡＸにて送付して下さい。

また、インターネットでも応募が出来ます。インターネットで応募される方は、岡山河川事務所のホームページ（アドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/>）にアクセスいただき（**岡山河川**）でも検索出来ます。「岡山河川サポーター募集要領」（本紙）の内容を熟読の上、応募シートに入力し平成２６年８月１８日（月）までに送信して下さい。

### 6 応募・問合せ先

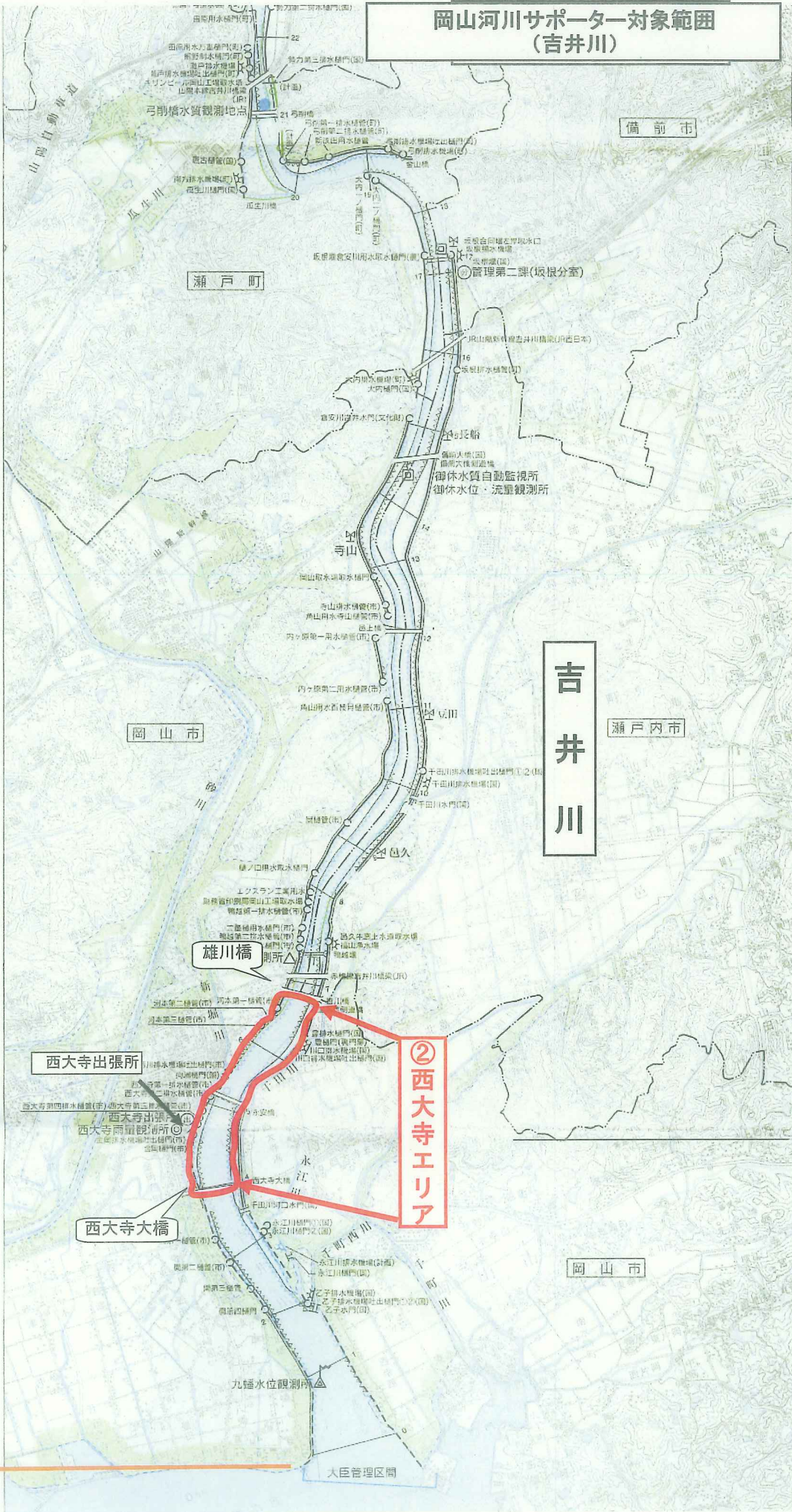
〒700-0914 岡山市北区鹿田町2丁目4番36号

国土交通省岡山河川事務所 占用調整課

TEL 086-223-5193 FAX 086-232-4195

※応募されました個人情報は岡山河川サポーターに関する業務の運営のみに使用します。また、個人情報保護法に基づき、適正に管理します。採用されなかった方のご応募に伴う一切の個人情報は8月29日（金）を以て、全て消去します。

# 岡山河川サポーター対象範囲 (吉井川)



① 吉井川

吉井川

② 西大寺エリア

西大寺出張所

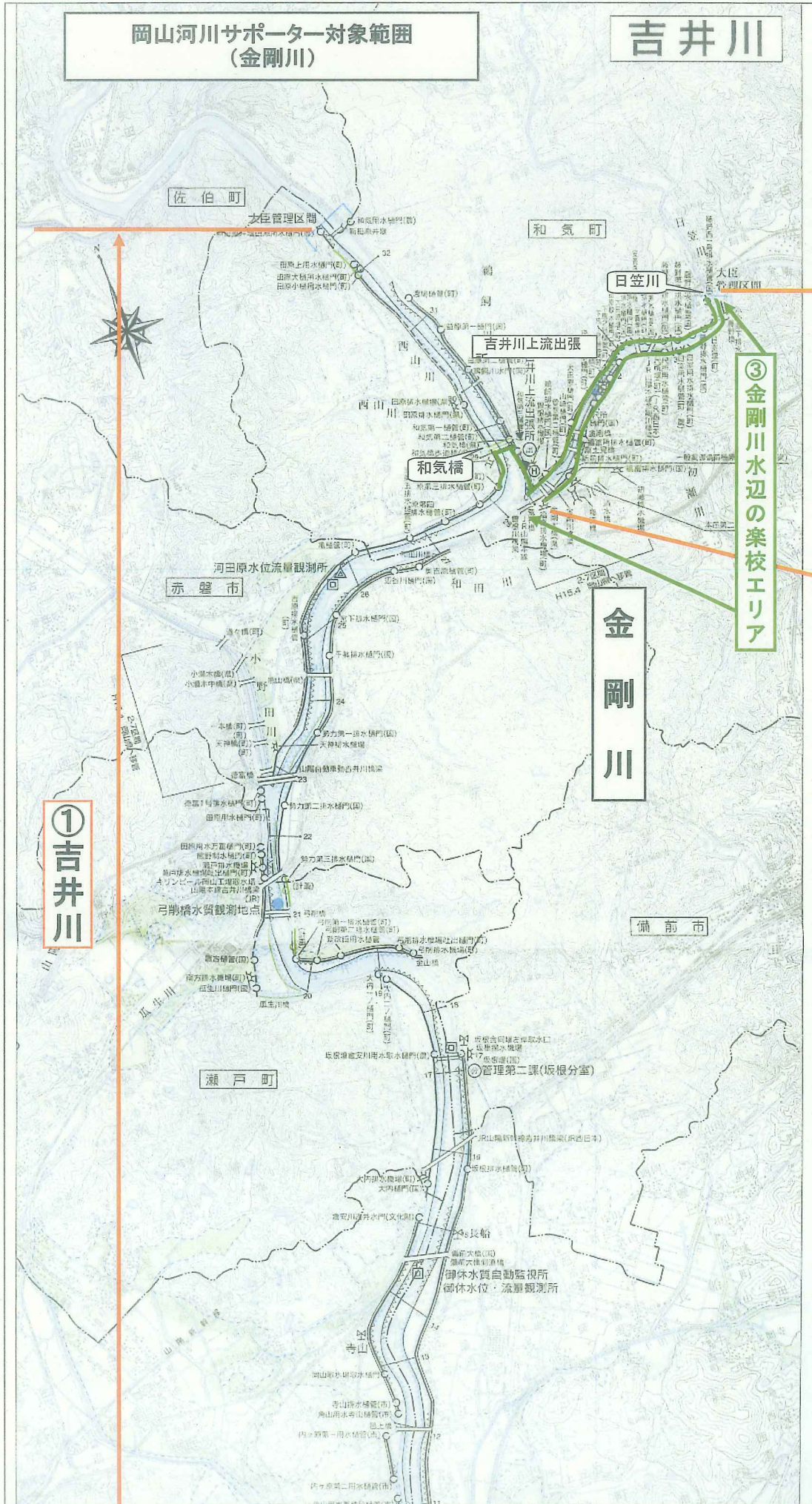
西大寺大橋

九幡水位観測所

大臣管理区間

岡山河川サポーター対象範囲  
(金剛川)

吉井川



①吉井川

金剛川

①金剛川

③金剛川水辺の楽校エリア

吉井川上流出張

和気橋

河田原水位流量観測所

赤碓市

瀬戸町

備前市

寺山

御休水質自動監視所  
御休水位・流量観測所

長船

坂根第二樋門(坂根分室)

坂根第一樋門(町)

坂根第二樋門(坂根分室)

坂根第一樋門(町)

坂根第二樋門(坂根分室)

坂根第一樋門(町)

坂根第二樋門(坂根分室)

坂根第一樋門(町)

坂根第二樋門(坂根分室)

坂根第一樋門(町)

坂根第二樋門(坂根分室)

坂根第一樋門(町)

坂根第二樋門(坂根分室)

坂根第一樋門(町)

坂根第二樋門(坂根分室)

坂根第一樋門(町)

坂根第二樋門(坂根分室)

坂根第一樋門(町)

坂根第二樋門(坂根分室)

坂根第一樋門(町)

坂根第二樋門(坂根分室)

坂根第一樋門(町)

坂根第二樋門(坂根分室)

坂根第一樋門(町)

坂根第二樋門(坂根分室)

# 岡山河川サポーター対象範囲 (旭川・百間川)

S=1/50,000



旭川

① 旭川

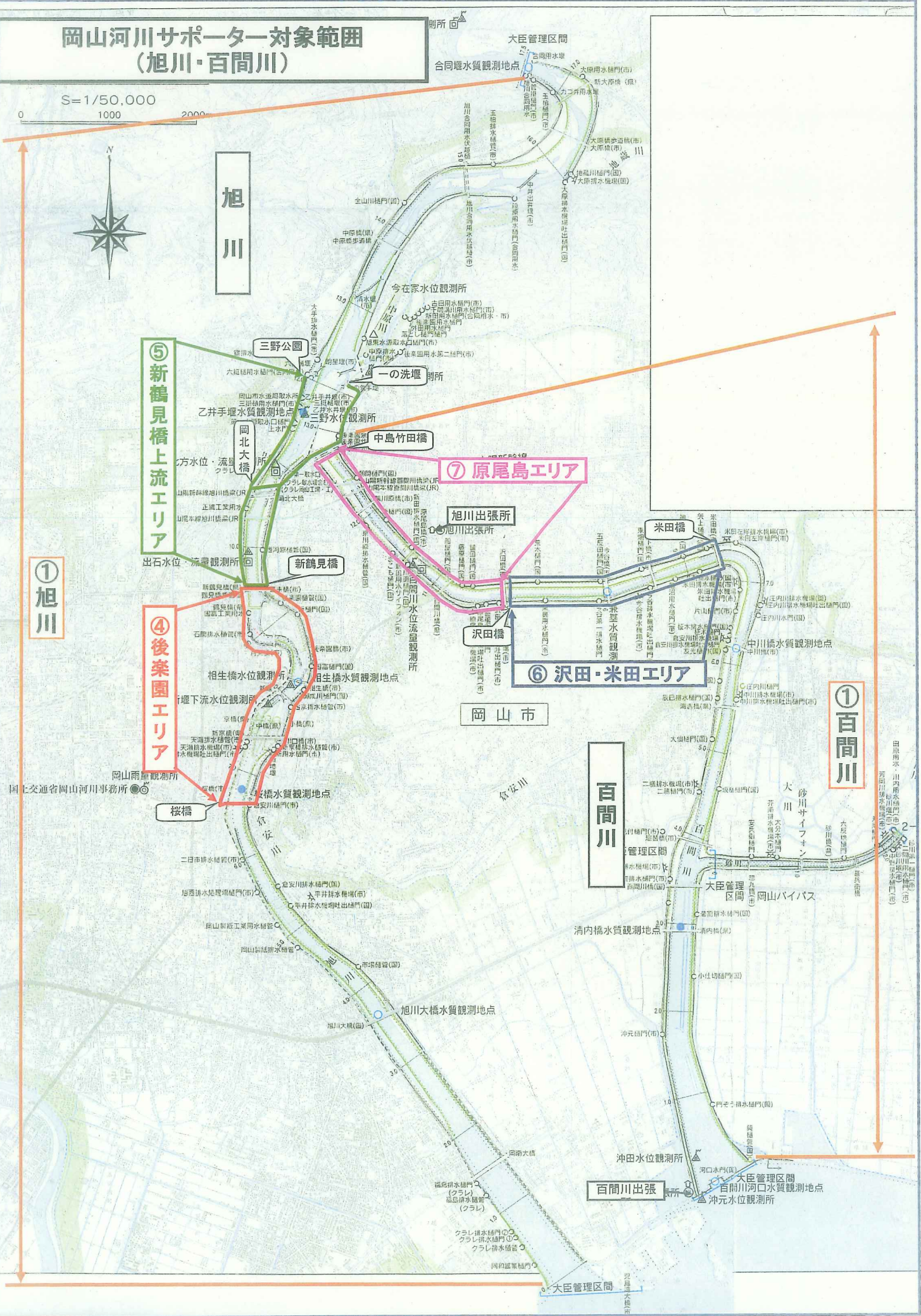
⑤ 新鶴見橋上流エリア

④ 後楽園エリア

⑦ 原尾島エリア

⑥ 沢田・米田エリア

① 百間川



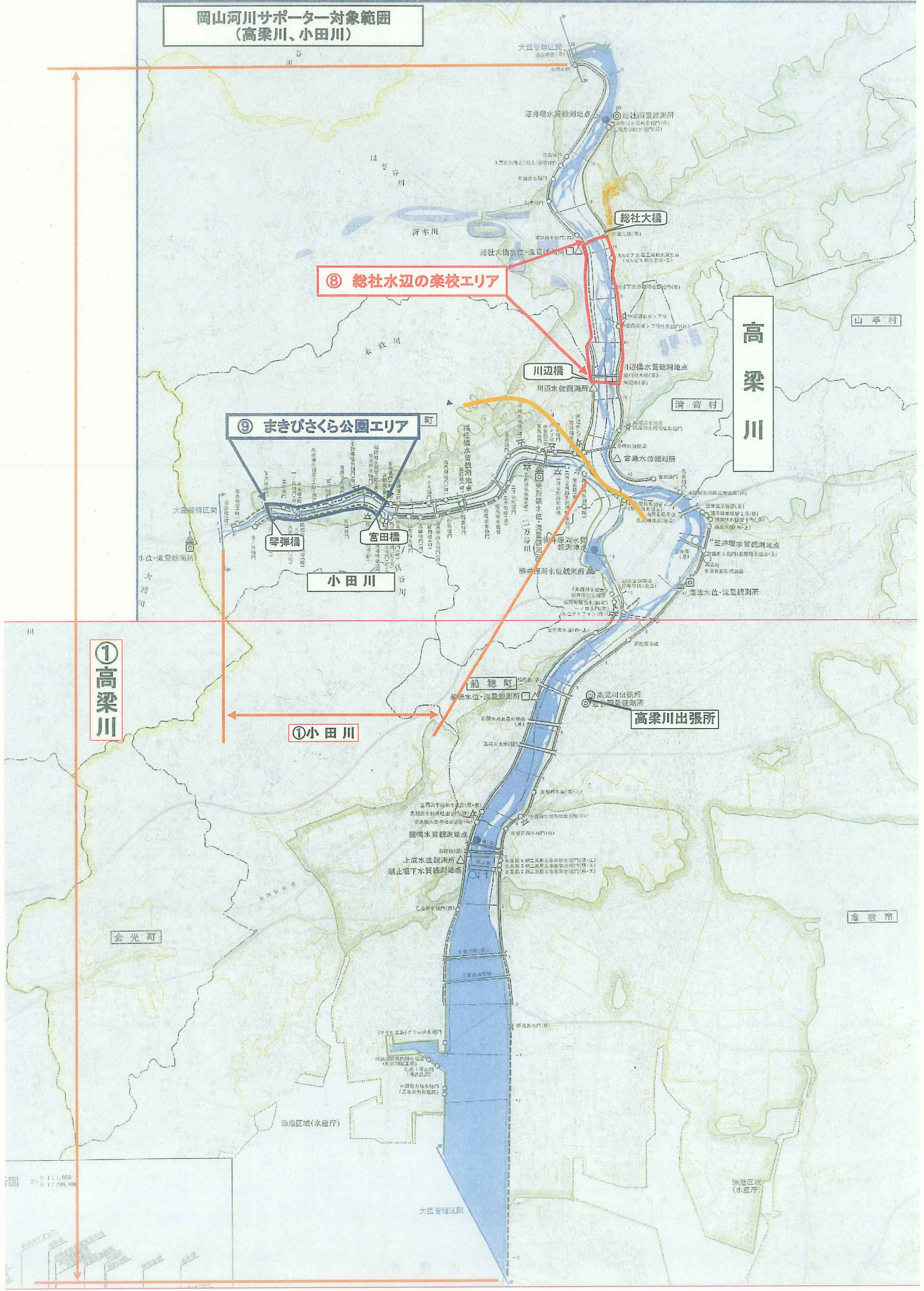
岡山市

百間川

百間川出張所

岡山県  
岡山県水質汚濁防止法  
第10条第1項第2号  
第11条第1項第2号  
第12条第1項第2号  
第13条第1項第2号  
第14条第1項第2号  
第15条第1項第2号  
第16条第1項第2号  
第17条第1項第2号  
第18条第1項第2号  
第19条第1項第2号  
第20条第1項第2号  
第21条第1項第2号  
第22条第1項第2号  
第23条第1項第2号  
第24条第1項第2号  
第25条第1項第2号  
第26条第1項第2号  
第27条第1項第2号  
第28条第1項第2号  
第29条第1項第2号  
第30条第1項第2号  
第31条第1項第2号  
第32条第1項第2号  
第33条第1項第2号  
第34条第1項第2号  
第35条第1項第2号  
第36条第1項第2号  
第37条第1項第2号  
第38条第1項第2号  
第39条第1項第2号  
第40条第1項第2号  
第41条第1項第2号  
第42条第1項第2号  
第43条第1項第2号  
第44条第1項第2号  
第45条第1項第2号  
第46条第1項第2号  
第47条第1項第2号  
第48条第1項第2号  
第49条第1項第2号  
第50条第1項第2号  
第51条第1項第2号  
第52条第1項第2号  
第53条第1項第2号  
第54条第1項第2号  
第55条第1項第2号  
第56条第1項第2号  
第57条第1項第2号  
第58条第1項第2号  
第59条第1項第2号  
第60条第1項第2号  
第61条第1項第2号  
第62条第1項第2号  
第63条第1項第2号  
第64条第1項第2号  
第65条第1項第2号  
第66条第1項第2号  
第67条第1項第2号  
第68条第1項第2号  
第69条第1項第2号  
第70条第1項第2号  
第71条第1項第2号  
第72条第1項第2号  
第73条第1項第2号  
第74条第1項第2号  
第75条第1項第2号  
第76条第1項第2号  
第77条第1項第2号  
第78条第1項第2号  
第79条第1項第2号  
第80条第1項第2号  
第81条第1項第2号  
第82条第1項第2号  
第83条第1項第2号  
第84条第1項第2号  
第85条第1項第2号  
第86条第1項第2号  
第87条第1項第2号  
第88条第1項第2号  
第89条第1項第2号  
第90条第1項第2号  
第91条第1項第2号  
第92条第1項第2号  
第93条第1項第2号  
第94条第1項第2号  
第95条第1項第2号  
第96条第1項第2号  
第97条第1項第2号  
第98条第1項第2号  
第99条第1項第2号  
第100条第1項第2号

岡山河川サポーター対象範囲  
(高梁川、小田川)



① 高梁川

① 小田川

⑧ 総社水辺の楽校エリア

⑨ まきびさくら公園エリア

高梁川

金光町

倉敷市

高梁川出張所

大区管理区間

浄池区域  
(水産庁)

浄池区域  
(水産庁)

図 ① 1:10,000  
② 1:200,000